



市納涼盆踊り

清須の夏の風物詩となった「市納涼盆踊り」が今年も開催されます。迫力の和太鼓演奏、商工会青年部の協力による人気模擬店の出店もあります。昔懐かしい夜祭の雰囲気のほか、夕涼みはいかがですか？ぜひ、ご来場ください。

とき 8月4日(土)・5日(日)
午後6時30分から

ところ 清洲城広場

主な催し 盆踊り(新曲ダンシングヒーロー他)・呼込太鼓・模擬店

★小学生以下のお子さまに、アイスクャンディーのサービス(先着300名 両日とも)

主催 市文化協会
問合せ 市文化協会事務局「生涯学習課(南館1階)内」
52・409・6471へ。

※開催の可否は、当日午後4時頃に決定。開催日当日のお問い合わせは、清洲市民センター☎052・409・6471へ。

平成31年清須市成人式

■問合せ 生涯学習課(南館1階)

平成31年の成人式は平成10年4月2日～平成11年4月1日生まれの方が対象です。市内に住民票のある方(平成30年11月20日現在)に、12月上旬頃、案内はがきを郵送します。



とき 平成31年1月12日(土)
受付 午前10時30分 **開式** 午前11時
ところ 春日公民館 大ホール

●市外転出者で清須市成人式に参加希望の場合

清須市出身で、市外に転出されている新成人の方もご参加いただけます。

参加を希望される場合は、生涯学習課(南館1階)までご連絡ください。

●他市の成人式に参加される場合

成人式は、市町村ごとに開催しています。成人式の事前申込が必要なところや自由参加のところなど、開催の形式は様々ですので、参加を希望される市町村に直接お問い合わせください。

平成31年清須市成人式実行委員募集

成人式でのアトラクションの内容、記念品などの選定、式当日の進行を行っていただく成人式実行委員を募集します。

委員に就任後は、9～12月頃にかけて5回程度開催される実行委員会に出席していただき、成人式の準備を進めていく予定です。

募集要件 平成31年に成人を迎える方で、実行委員会に必ず出席できる方

募集人数 若干名



水害から命を守るために! ~避難勧告などの放送~

■問合せ 防災行政課(北館3階)

市では、避難勧告などを発令する際、防災行政無線を用いた広報をしています。外で大雨が降っているときや台風が接近しているときなどは、市の発令する避難勧告などにご注意ください。避難勧告等発令時の放送内容は、次のとおりです。

【避難準備・高齢者等避難開始の放送】

※サイレン吹鳴後

こちらは、清須市災害対策本部です。

『〇〇時〇〇分に(①庄内川・②新川・③五条川)の水位が(①6.3m・②3.9m・③4.6m)を超え、今後の状況によっては、浸水の恐れがあります。まわりの状況に注意し、避難ができる準備を始めてください。』

繰り返し、お知らせします。(『』部分繰り返し)

以上、清須市災害対策本部でした。

【避難勧告の放送】

※サイレン吹鳴後

緊急情報、緊急情報。こちらは、清須市災害対策本部です。

『ただ今、(①庄内川・②新川・③五条川)の水位が(①8.5m・②4.8m・③5.0m)を超えたので、〇〇時〇〇分に(西枇杷島・新川・清洲・春日)地区に対して避難勧告を発令します。直ちに、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難するなど、命を守る行動をとってください。また、避難をするときには、できるだけ近所の方にも声をかけてください。』

繰り返し、お知らせします。(『』部分繰り返し)

以上、清須市災害対策本部でした。

【排水ポンプ場運転停止の放送】

緊急情報、緊急情報。こちらは、清須市災害対策本部です。

『(①新川・②五条川)の水位が(①5.2m・②5.4m)を超えましたので、新川流域排水調整に基づき、排水ポンプ場の運転を停止します。浸水等の恐れがありますので、直ちに、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難するなど、命を守る行動をとってください。また、避難をするときには、できるだけ近所の方にも声をかけてください。』

繰り返し、お知らせします。(『』部分繰り返し)

以上、清須市災害対策本部でした。





尾張市町交通災害共済組合 解散のお知らせ

平成33年3月31日(水)をもって尾張市町交通災害共済組合が解散となります。これに伴い、**今年度で交通災害共済の加入募集は終了し、平成31年度、32年度は見舞金請求の受付のみ**となります。

なお、見舞金の請求期限は交通事故日から2年以内となるため、それを経過すると時効となり、見舞金の請求はできませんのでご注意ください。



■問合せ 防災行政課(北館3階)

7月11日～20日 夏の交通安全県民運動

夏は、盆踊りや花火大会など、様々な行事が開催されます。他にも、夏休みを利用し、旅行に出かける方が多くなります。出かける際はまわりの交通に気をつけ、安全に通行していただくようお願いいたします。

交通安全意識を高め、交通事故を防止するため、7月11日(水)～20日(金)に夏の交通安全県民運動を実施します。

楽しい夏にするためにも、交通ルールをしっかりと守りましょう。

<運動の基本>

- 歩行中の子ども・高齢者と高齢ドライバーの交通事故を防止しよう
- 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- 飲酒運転を根絶しよう
- 歩行中・自転車乗用中の交通事故をなくそう



シートベルトは全席で ～後部座席でも「カチッと100!」～

運転席や助手席だけでなく、後部座席でも、シートベルトを着用するようにしてください。また、小さなお子さまは、体にあったチャイルドシートをつけるようにしてください。

※横断歩道を横断中の事故が発生しています。横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を横断中又は横断しようとしている歩行者がいたら、必ず止まりましょう。

■問合せ 防災行政課(北館3階)

災害への備えとして! 「あんしん・防災ねっと」

「あんしん・防災ねっと」とは、市から発信される情報を携帯電話などで確認できるサービスです。

「災害時緊急情報」、「防犯・不審者情報」については、メールでもお知らせします。

メール配信をご希望の方は、ご自身の携帯電話メールアドレスを登録してください。

メール配信登録

次のメールアドレスに空メール(タイトル、本文なし)を送っていただくと仮登録ができます。

kiyosu-address@anshin-bousai.net

右記QRコードにアクセスしていただいても登録できます。

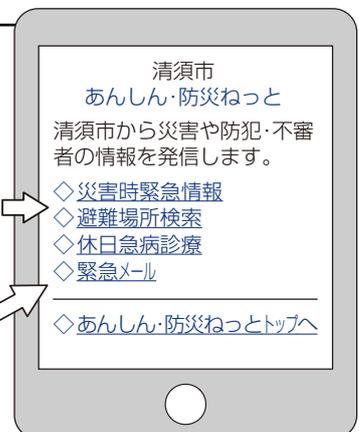
(緊急メール→登録・変更・解除→新規登録・登録内容の変更・解除)



検索情報

QRコードにアクセスしていただくか、次のアドレスにアクセスしていただくと避難場所や休日急病診療などの情報を検索できます。

<https://www.anshin-bousai.net/~kiyosu/index.html>



■問合せ 防災行政課(北館3階)

桃栄跨線橋のU型擁壁工事着手に伴う、交通形態変更のお知らせ

桃栄跨線橋のU型擁壁工事着手に伴い、交通形態が変更となります。従来の通行ができなくなりますので、周辺地域の皆さまには迂回をお願いします。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

- 事業主体 愛知県尾張建設事務所
 - 工事箇所 清須市桃栄一丁目、二丁目及び西須ヶ口地内
 - 変更時期 7月23日(月)から(予定)
- ※工事の進捗状況により前後することがあります。
変更する場合には工事看板にて掲示いたしますのでご確認ください。

- 問合せ
 - 愛知県尾張建設事務所
道路整備課事業第2グループ
☎052-961-7211
 - 都市計画課(南館2階)
☎052-400-2911

施工箇所及び完成後イメージ



U型擁壁工事着手に伴い、通り抜けできません。
変更時期:7月23日(月)から

下水道供用開始のお知らせ

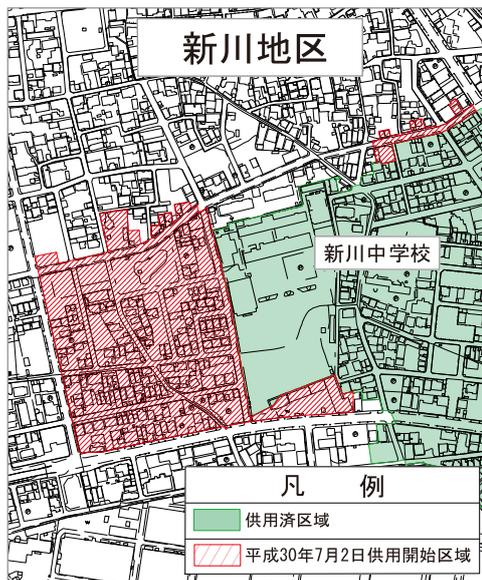
7月2日(月)から、図面記載区域の下水道(汚水)の供用が開始されます。

供用開始となった区域の家屋の所有者は、汲み取り便所は3年以内に、浄化槽は遅滞なく、下水道への接続(排水設備の設置)が義務付けられます。

下水道に接続する際には、次の補助制度を用意していますのでご活用ください。

- ・排水設備工事資金の融資あっせん及び利子補給制度
- ・浄化槽雨水貯留施設転用費補助制度
(下水道への接続に伴い不用となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用するための補助制度)
- ・宅地内汚水ポンプ設備設置費補助制度
(低地などの理由により宅地内に汚水ポンプ設備を設置するための補助制度)

※供用開始日から3年以内であることなど条件もありますので、詳しくは市ホームページをご確認いただくか、直接お問い合わせください。



■問合せ 上下水道課(南館2階)





保険年金課からのお知らせ

平成30年度国民健康保険税納税通知書及び納付書送付(本算定)のご案内

市では、毎年7月に国民健康保険税本算定を行い、年税額を決定しています。国民健康保険加入者がいる世帯に、本算定の納税通知書及び納付書を送付します(7月中旬に納税義務者(住民票の世帯主)に送付)。

※世帯主が国民健康保険加入者でない場合でも、世帯主が納税義務者となり、納税通知書及び納付書が送付されます。

本算定で決定した年税額から4月の仮算定(第1期)の額を差し引いた残りの額を、第2期から第8期の7回の納期に分けて納めていただきます。

また、今年4月以降にご加入された方は、年税額を第2期から第8期の7回の納期に分けて納めていただきます。詳しくは納税通知書に同封のお知らせをご覧ください。

国民健康保険

高齢受給者証更新のご案内

現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証の有効期限は、7月31日(火)です。8月1日(水)からの新しい高齢受給者証を7月下旬まで

に世帯主宛に送付します。

受給者証は、紛失や破損などに留意し、大切にしてください。

(旧受給者証は、8月以降に裁断するなどして破棄するか、又は保険年金課(北館1階)へ返却してください。)

平成30年度

後期高齢者医療保険料納付通知書を送付します

後期高齢者医療加入者の方へ7月中旬に保険料納入通知書を送付します。

通知書の内容をご確認ください。

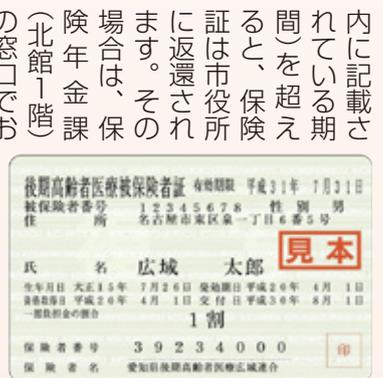
後期高齢者医療の保険証(更新分)を郵送します

1 郵送の方法

現在皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(火)です。8月1日(水)から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

※簡易書留郵便では、受け取ることに押印又は署名が必要となります。配達時に不在の場合は、郵便受けに案内が入りますので、郵便局へ再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってくださいことになりま

す。また、郵便局での留置期間(案



内に記載されている期間)を超えると、保険証は市役所に返還されます。その場合は、保険年金課(北館1階)の窓口でお渡ししますので、現在お持ちの保険証と印章を持ってお越しください。

2 郵送以外の受取方法

郵送ではなく保険年金課(北館1階)での受け取りをご希望される方は、7月2日(月)から9日(月)までの間に、電話などでご連絡ください。ご連絡後、7月18日(水)以降に印章と写真付きの身分証明書を持ってお越しください。

※保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(水)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。(旧保険証は、8月以降に裁断するなどして破棄するか、又は保険年金課(北館1階)へ返却してください。)

国民年金免除・猶予の申請について

保険料が納め忘れの状態、一、障がいや死亡といった不慮の

事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

申請方法

平成30年度の年金免除期間は、7月から平成31年6月までの期間です。

また、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。

必要なもの

- 年金手帳
- 印章(本人が署名する場合不要)

※前年に所得があり、失業した事を理由に申請される方は

- 雇用保険受給資格者証・離職票(いずれもハローワーク発行書類です。紛失の場合はハローワークにて再発行してもらえます。)

申請窓口 保険年金課(北館1階)

平成29年度更新時に所得超過により母子・父子家庭医療受給資格を喪失された方へ

平成29年度更新時に所得超過により母子・父子家庭医療受給資格を喪失された方であっても、平成30年度(平成29年中所得)の所得が



減少し、受給要件に該当すれば、再び認定を受けられる場合があります。要件を確認して申請してください。

所得制限額については、次表の児童扶養手当の本人額を準用しています。

児童扶養手当 本人所得制限基準表 (平成30年8月1日現在)	
扶養人数	前年所得
0人	192万円
1人	230万円
2人	268万円
3人	306万円
4人	344万円

※表中の所得額は、各種控除額を引いた後の金額で収入額とは異なります。また、養育費の8割を所得に加算します。

申請に必要なもの

- 健康保険証
- 児童扶養手当証書
- 印章
- 養育費を受領されている場合は額のわかるもの
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの



税務課からのお知らせ

**住宅の
バリアフリー改修工事に伴う
固定資産税の減額について**

新築日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く。)で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税の税額(100㎡相当分)を3分の1減額します。

要件 65歳以上の方、要介護認定もしくは要支援認定を受けている方又は障がいのある方が居住する既存の住宅において、補助金などを除く自己負担が50万円超の工事を行った方で、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の家屋が対象となります。

対象となる工事につきましては、税務課(北館2階)へお問い合わせください。

申請方法 改修工事後3か月以内に工事明細書、領収書の写し及び写真(改修前後)などの関係書類を添付して税務課(北館2階)へ提出してください。(工事内容を示す書類は、建築士、登録

性能評価機関などの証明でも可とします。また、工事内容などを書類で確認するとともに、必要に応じ現地確認を行います。

**住宅の
省エネ改修工事に伴う
固定資産税の減額について**

平成20年1月1日以前に建てられた住宅(賃貸住宅を除く。)で、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅について、翌年度分の固定資産税の税額(120㎡相当分)が3分の1減額されます。

要件 窓の断熱改修工事(必須)とその工事と併せて行う床、天井、外壁の断熱改修工事、補助金などを除く自己負担が50万円超の工事を行った方で、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の家屋が対象となります。

申請方法 改修工事後3か月以内に工事明細書、領収書の写し及び現行の省エネ基準に適合した住宅であることの証明書などの関係書類を添付して税務課(北館2階)へ提出してください。

昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、一定の耐震改修工事が行われた住宅について、翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物の場合は、2年度分)の固定資産税の税額(120㎡相当分)が2分の1減額されます。

**住宅の耐震改修工事に伴う
固定資産税の減額について**



昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、一定の耐震改修工事が行われた住宅について、翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物の場合は、2年度分)の固定資産税の税額(120㎡相当分)が2分の1減額されます。

要件 耐震改修工事一戸当たりの工事費用が50万円超のもの。

申請方法 改修工事後3か月以内に工事明細書及び領収書の写し、住宅耐震改修証明書を添付して税務課(北館2階)へ提出してください。





Eメール 声のポスト 皆さまからのご意見・ご要望

市では、市民の皆さまの声を市政に反映させるため、ご意見・ご要望をEメールや声のポスト(市内18箇所に設置)にお寄せいただいています。

平成29年度は、Eメールで184件、声のポストでは101件のご意見などをいただきました。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)

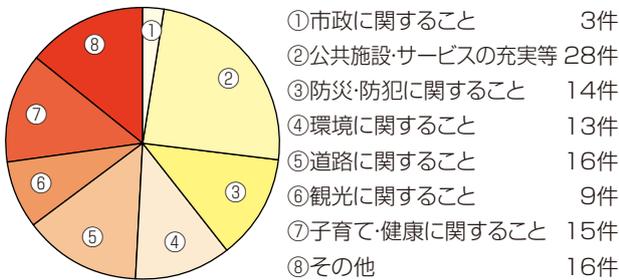
Eメール・声のポスト ご意見・ご要望の内訳



◆ Eメール

1.お問合せ	24件
2.ご意見・ご要望	114件
3.その他	46件
計	184件

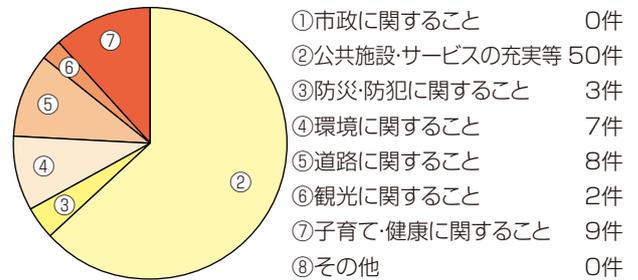
ご意見・ご要望(114件)の内訳



◆ 声のポスト

1.お問合せ	0件
2.ご意見・ご要望	79件
3.その他	22件
計	101件

ご意見・ご要望(79件)の内訳



皆さまの声を紹介します

Q. 冬に清須市へ転居します。我が家には幼児がおり、清須市の子育て支援、保育施設、教育機関について調べています。我が子は持病があり、真夏の暑さは非常に負担となり体調を崩す原因になります。予算の関係などもあるとは思いますが、是非、小中学校のエアコンの設置をご検討いただきたいと思います。

A. 小中学校の空調(冷房)設備の設置状況につきましては、特別教室の一部(図書室、パソコン教室等)は設置済みですが、普通教室は扇風機で対応しております。(平成29年6月時点回答)
現在は、全教室に空調設備を設置できるよう、実施設計の段階に入っています。

また、「子育て世代包括支援センター」を今年4月に市役所に設置し、母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュが連携し、妊娠・出産期から子育て期にわたる相談や支援をワンストップで行っています。お気軽にご利用ください。



Q. ヘルプマークが全国に普及しています。清須市はそのようなマークなどありますか？
子どもや老人、障がいのある方や手助けが必要な方など、なかなか自分から言い出せないことがあると思います。どうか普及していただけないでしょうか？

A. ヘルプマークは、平成24年10月に東京都が作成し、平成29年7月にJISマークに採用され、国や愛知県でも普及・啓発に取組み始めたところです。

清須市でも、今後、広報・ホームページなどへ掲載するとともに、保育園・幼稚園を含め、公共施設等にも掲示するなど普及啓発を行っていく予定であり、ヘルプカードやストラップの配布も始めています。
(広報清須平成30年4月号17ページ、今月号13ページ参照)

ヘルプマーク





市心身障害者等タクシー料金助成

障がいのある方が電車、バスなどの交通機関を利用することが困難なため、タクシーを利用する場合は、料金の一部を助成します。必要な方は、申請してください。すでにタクシーチケットをお持ちの方は、7月23日(月)から、平成30年8月～平成31年7月分のチケットをお渡ししますので、手続きをしてください。

対象 ●身体障害者手帳1～3級所持者 ●療育手帳A・B判定所持者
●精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者 ※所得制限あり

申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳・印鑑・残りのタクシーチケット(前年度申請された方)・マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード(世帯全員分が必要)・本人確認(代理申請の方は、代理人の本人確認)ができるもの(写真付身分証明書の場合は1点、写真なしの身分証明書の場合は2点必要)

市心身障害者等自動車ガソリン費用助成

障がいのある方が通院などのために本人又は家族の所有する自動車を使用する場合は、ガソリン購入費の一部を助成します。必要な方は申請してください。

対象 ●身体障害者手帳1・2級所持者(本人及び家族運転の場合)
●身体障害者手帳3級所持者(自ら所有する自動車を自ら運転する場合のみ)
●療育手帳A・B判定所持者 ●精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
※所得制限あり

申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳・自動車検査証の写し・運転免許証(本人運転の場合)・マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード(世帯全員分が必要)・本人確認(代理申請の方は、代理人の本人確認)ができるもの(写真付身分証明書の場合は1点、写真なしの身分証明書の場合は2点必要)



申請場所はともに 社会福祉課(北館1階)

※心身障害者等タクシー料金助成と心身障害者等自動車ガソリン費用助成は、申請時の選択制です。年度途中での変更は、原則として不可です。ただし、年度中でも受給資格者の心身状態の変化などで、本事業を受けることが困難になった場合は除きます。

■問合せ 社会福祉課(北館1階)

(Hg)水銀体温計・温度計の拠点回収を開始します

8月から、ご家庭に保管されている「水銀」を使用した体温計及び温度計の拠点回収を開始します。下記の分類表を参考に適切に排出してください。

【分類表】

種類	特徴	回収場所及び方法
水銀体温計 水銀温度計	先端及び中の液体が銀色	生活環境課(北館2階)(平日午前8時30分～午後5時15分) 市内各資源ステーション(開設日の開設時間内)
アルコール・灯油 体温計及び温度計 電子体温計	先端及び中の液体が赤色であることが多い デジタル表示	「不燃ごみ」として、各地区の回収日に排出してください。



■問合せ 生活環境課(北館2階)

今月のエコチャレンジ

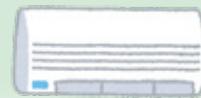
クールビズ 冷房温度は 28度

冷房と扇風機を併用すると同じ温度でも涼しく感じます。冷房の設定温度を1度高くすると6畳間で、ひと夏15キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(電気代は、約830円の節約)

エアコンのフィルターの汚れも消費電力増につながります。フィルターを月に1回か2回清掃すると、約16キログラムの二酸化炭素削減が可能です。(電気代は、約880円の節約)

【出典：あいちエコチャレ手帳2018】

■問合せ 生活環境課(北館2階)





市母子家庭等自立支援給付金のご案内

母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に役立つ技能や資格の取得のため、各種講座を受講する場合や各種学校などの養成機関で修業する場合に給付金を支給します。

自立支援教育訓練給付金

経済的自立のため、県指定の職業能力開発講座を受講後に支給します。

対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付指定講座 (医療事務、簿記検定、介護事務講座、介護職員初任者研修、ガイドヘルパー、調剤薬局事務等) 講座一覧は、お近くのハローワークで閲覧できるほか、インターネットの教育訓練給付制度 厚生労働大臣教育訓練講座検索システム(http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)でもご覧になれます。
支給額	対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2000円) ※雇用保険制度の一般教育訓練給付金が受給できる方は、支給額6割からその給付額を差し引いた金額

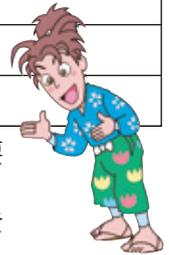
高等職業訓練促進給付金

就職に有利な資格取得と経済的自立のため、1年以上の養成機関で修業する方に支給します。

対象資格	看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等
支給期間	修業期間(上限3年)
支給額	市町村民税 非課税世帯:月額10万円 / 課税世帯:月額7万500円

※いずれも、年間を通じて受け付けています。申請を希望される場合、事前相談が必要です。

児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方で、過去に給付金を受給していない方が対象です。



■問合せ 子育て支援課(北館2階)

子育て世代包括支援センターのパンフレットができました

子育て世代包括支援センターでは、妊娠前から子育て期まで様々な相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

■問合せ 健康推進課(北館2階)



第38回全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会

今年も全国中学生人権作文コンテスト愛知大会が始まりました。
中学生の皆さんからのご応募をお待ちしています。

募集期間 6月1日(金)～9月6日(木)

募集規定 愛知県内の中学校及び特別支援学校の中学部に在学する生徒を対象とし、400字詰原稿用紙5枚以内で提出してください。

作文テーマ 「友達との関係」「いじめ」「児童虐待」「障がいのある人」などです。詳細は名古屋法務局HPをご覧ください。

応募・問合せ 名古屋法務局人権擁護部 ☎052-952-9811
〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1





民生委員・児童委員の交代



民生児童委員は、地域福祉の担い手として市民の立場にたって相談に応じ、必要な支援を行っています。**7月1日**付けで委員の交代がありましたのでお知らせします。(敬称略)

地区	担当区域	新任者
新川	寺野	早川恵子

■問合せ 社会福祉課(北館1階)

ヘルプマークの配布を開始します

ヘルプマークは、義足や人口関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

ヘルプマークには、ストラップが付いており、鞆などに付けることができます。

配布開始日 7月20日(金)から

配布場所 社会福祉課(北館1階)
障がい者サポートセンター清須(市社会福祉協議会内)
清須保健所

その他 配布数には限りがございますので、ご了承ください。

■問合せ 社会福祉課(北館1階)

ヘルプマーク



市民記者がゆく!
酒都 清須

まちなかWatch 36
市民記者 成瀬 瞳

古くから城の近くには酒蔵・酒屋が集まり、経済を動かし、歴史を動かしてきました。

清須市もお酒と共に発展してきた都市の一つです。飲むのは勿論のこと、読むお酒も人々を魅了しています。清須市立図書館にある「日本一ビールに詳しくなるための図書コーナー」です。

一般的な図書館の貸出冊数が2割程度に対し、700冊ある中で常時5割近く貸し出されている驚異の書棚です。歴史についてだけでなく、洋書やおつまみレシピ、漫画もあり、お酒を飲まない人や子どもも楽しめる工夫がされています。

外観もビルのような書棚で、本の並べ方もデザイン性が高いです。名古屋芸術大学の学生達が授業の一環で棚を製作しており、今後も壁などの形を変化させていくそうです。



そして、蔵書も2000冊を目指して、日々増えているので、何度も足を運びたくなります。

また、学生達によるワークショップやキリンビールによる講座も7月に開催されるなど、書棚からさらに発展し、成長しています。

皆さんも図書館で、お酒について学んでみてはいかがでしょうか。